

鉚路あすなるクラブ会報

平成19年 3月号

平成19年度年間テーマ

発見・知見・想見 夢鉚路

郷土を愛し
仕事に徹し
人と和す

平成19年3月 例会報告【執行部担当例会】

題目 [裁判員制度]

開催日時 平成19年3月14日(水曜日)午後6時30分

開催場所 鉚路キャッスルホテル

出席者 第1部会 8名 第2部会10名
第3部会 5名 第4部会 7名 出席者30名(全49名) 出席率61.2%

※例会に先立ち、鉚路キャッスルホテル 代表取締役社長 反保 裕文 様より ノロウィルス発生に関して、お詫びのご挨拶を頂きました。

【 会長挨拶 】

ここ数年、法を守る事や倫理観を大切にするなど「当たり前の事」を、改めて意識させられる出来事が増えています。一昔前で有れば「豪快な人だから」とか「良くある話」と、笑い話で済んでいた様な事でも、その行為が法に反する行いで有る場合、個人の問題に留まらず企業活動そのものにも大きな影響を及ぼす。それが現実になっています。我々経営者自身が肝に銘じることは言うに及ばず、個々の社員にも『法令遵守と企業倫理の大切さ』を徹底する。それらを油断無く続けたいものです。

第45期会長 福田 紀幸

【 3月例会報告 】

[信条唱和] 第45期会長 福田 紀幸

[研修] ～裁判員制度～

※講師として、鉚路地方検察庁検事 占部 祥 様 他2名様にお越し頂き、司法制度改革の一貫として、平成21年迄に開始される『裁判員制度』についての研修を行いました。

裁判員制度広報用ビデオ鑑賞に続き、『現在の裁判制度との比較』『対象となる事犯』『裁判員選任方法』など、裁判員制度の概要説明をして頂き、また、その後設けられた質疑応答では、多くの質問も出されました。



<<質疑応答(抜粋要約)>>

- Q. 法律の専門化で無い普通の国民が裁く側に参加する事で、公平な裁判を受ける権利が損なわれないか？
- A. 必要な法知識や解釈は、裁判官から都度説明される。また、一般市民の感覚を反映させる事が狙いでも有る。



Q. 断ることは出来るのか？

A. 一部例外を除き原則として出来ない。(関連で)選任された裁判員が正当な理由無く出廷しなかった場合や、選任された従業員に不利益な扱いをするなどには、罰則が定められている。

Q. 制度そのものに、個人の権利侵害など憲法違反要素は無いのか？

A. そういう議論は確かに有る。が、個人の自由・権利は十分に尊重した上で、公共の利益の為、やむを得ず制限されることは法律で是認されている。

Q. 逆恨みや報復を受ける心配が、皆無と言えないのでは無いのか？

A. 万が一にも裁判員への報復(恫喝や嫌がらせなども含む)などの被害が発生しない様、検察・警察が万全の対応を取り、併せて、被告の報復行為には厳罰で臨む事になっている。また、被告が組織犯罪集団を背景に持つ様な場合は、裁判員裁判の対象から除外する事が出来るなども、規定されている。

裁判員の対象となる我々は勿論の事、推進運営を担われる法曹界にとっても初めての試みで有り、また、今後詳細な検討と決定が必要な事柄が多く残っている制度で有る事も判りました。いずれにしても、後2年で始まる制度です。今回の研修を機に、日本の裁判制度がより良い方向に進む様『無関心は最大の罪』と心得、関心を持ち続けて行きたい物です。

お忙しい中お越し頂き、丁寧なご説明と、会員からの質問に対して(直言しづらい事も含めて)真摯な回答を下された、占部様と他2名講師の方々に感謝申し上げます。

【 新入会員紹介 】

[入会挨拶]

1月例会で入会承認された、関川浩輔さんが入会の挨拶をされました。

[入会承認]

磯部 薫 (いそべ かおる) さんが、新入会員として承認されました。勤務先 大同生命保険 株式会社 *磯部会員は4部会所属になります。

【 部会開催報告 】

第一部会 3月 5日 会場：キャッスルホテル

第二部会 3月14日 会場：キャッスルホテル

第三部会 3月23日 会場：日の出本店

第四部会 4月に部会開催を予定

特に、発表順の早い部会の方々は準備なども大変だと思いますが、宜しくお願い致します。

【 事務局連絡 】

1. 安藤栄治会員の御尊父さまが逝去され、会より弔電と香典をを送らせて頂きました。森山敬文会員の御岳母さまが逝去され、会より弔電と香典をを送らせて頂きました。*森山会員からのお申し出により、会員各位向け訃報を控えさせて頂きました事、ご了承下さい。
2. 『50周年準備委員会』に関し各部会で協議して頂いた結果、今期の立ち上げは見送る事に決定致しました。
3. 6月を目処に手帳の作成を予定しています。手帳に載せる写真の差し替えをご希望の方は事務局までご連絡下さい。また、手帳記載プロフィールは会員名簿を元に作成する予定です。正確を期するため45期会員名簿の記載に誤りが有りましたら、お手数ですが事務局までご連絡下さい。
4. 用意した食事と予算を無駄にしないためにも、やむを得ず出欠予定を変更される場合は、必ず各部会長さんへ連絡をして頂く様お願いします。
5. 鉚路あすなるクラブホームページ上の会員名簿に、URLリンクが可能です。自社ホームページなどリンクをご希望の方は、事務局までご連絡下さい。
6. 例会参加時のバッチ着用の徹底をお願いします。
7. 円滑な会活動のため、年会費の早期納入にご協力をお願い致します。

【 4月例会のお知らせ 】

題目 : 『道州制』～道州制に向けた道の取り組みについて～

日時 : 平成19年4月12日(木曜日)午後6時30分

場所 : 鉚路キャッスルホテル

※出席欠席にかかわらず、例会出欠の連絡を忘れずをお願い致します！